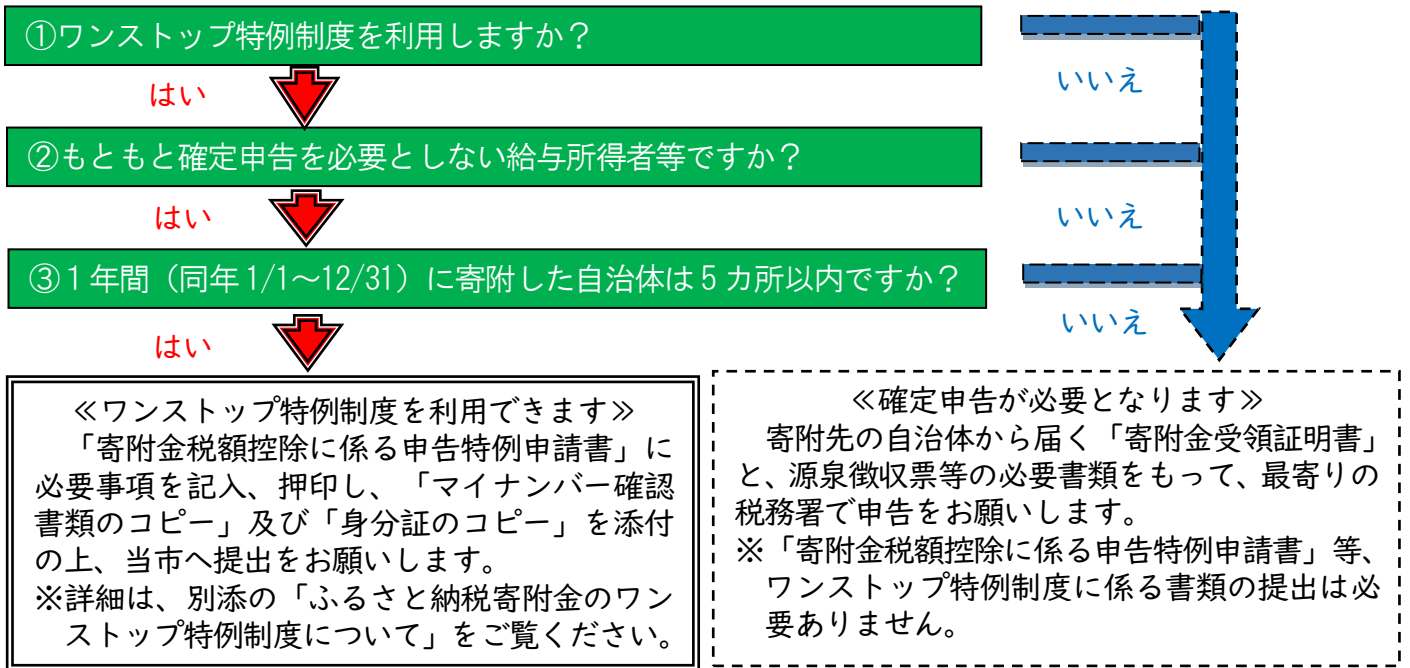
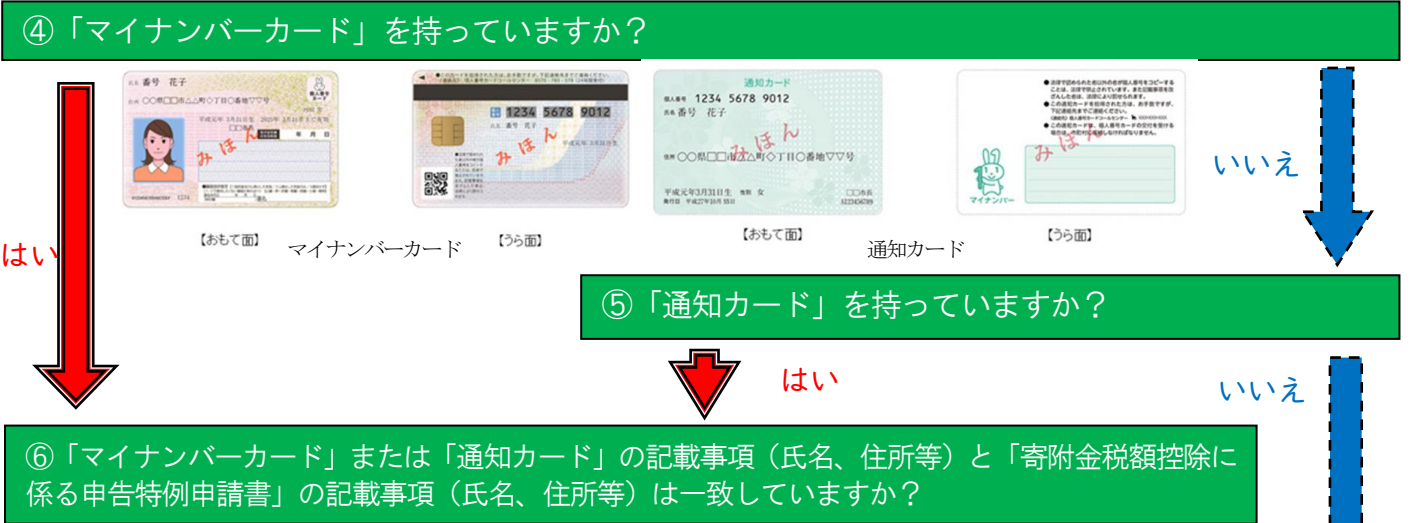


確認しよう！ワンストップ特例制度

「ワンストップ特例制度」が適用されるためには、条件があります。
ワンストップ特例制度を申請する前に、以下のフローチャートを確認しましょう。



ワンストップ特例申請にあたり、添付する必要書類をご確認ください



「はい」の回答が④と⑤で一致している場合、**「必要書類」**として、**マイナンバーカードの表面・裏面のコピー**が必要です。※身分証のコピーは、必要ありません。

「はい」の回答が④と⑤で一致している場合、**「必要書類」**として、**通知カードの表面・裏面のコピー**と**身分証のコピー**が必要です。※顔写真のあるもので、通知カードの記載事項（氏名、生年月日等）と一致しているもの（例：運転免許証、パスポート等）。※顔写真がない場合は、2点以上の身分証のコピーが必要です。（例：被保険者証、国民年金手帳等）

「いいえ」の回答が④と⑤で一致していない場合、**「必要書類」**として、**マイナンバー記載の住民票のコピー**と**身分証のコピー**が必要です。※顔写真のあるもので、通知カードの記載事項（氏名、生年月日等）と一致しているもの（例：運転免許証、パスポート等）。※顔写真がない場合は、2点以上の身分証のコピーが必要です。（例：被保険者証、国民年金手帳等）

《提出期限：ふるさと納税を行った年の翌年の1月10日【必着】》

※ 以上を確認の上、申請する方は、裏面もご確認ください ※